

経営資源有効活用 リフォーム支援事業

新しく農業を始める際の初期投資負担を軽減するため、経営を打ち切った農業者等から継承した施設や農業機械などの修繕に係る経費を補助します。

補助率 1 / 2 以内 上限 1 5 0 万円
ただし、畜産施設に関する修繕の場合は上限 5 0 0 万円 ※1

- 事業主体
- ①経営資源を取得した認定新規就農者「本人」※2
 - ②認定新規就農者に「経営資源を譲渡する予定の農業者」※3
 - ③認定新規就農者に「経営資源を譲渡する前提で取得した農業協同組合」※3

- ※1 ・ 経営資源の修繕費は、原則として1事業実施主体当たり50万円以上とする。
- ※2 ・ 農業経営開始後3年以内であり、新規参入者又は新たな部門の経営開始者であること（新規参入者の場合は複数の者が農業法人を設立し、共同経営する場合も含まれます。）
- ※3 ・ 認定新規就農者に施設や農業機械を継承予定の農業者又は農業協同組合に限ります。
 - ・ 修繕する経営資源を3年以内に認定新規就農者に譲渡することを確約していること
 - ・ 貸借の場合の契約期間は3年以内とし、契約終了時に譲渡することを確約していること

修繕対象 園芸施設、果樹棚、畜舎、農業機械など

※付帯設備の修繕や、ハウスの被覆資材等の交換も含まれます
 ※施設の移設（解体、運搬、再設置）に要する経費も補助対象とします。
 ※倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等、汎用性の高いものは補助対象外です
 ※親族（三親等以内）から購入、又は借りている施設・機械は補助対象外です

(活用例)

※画像はイメージです



本紙には掲載されていない補助要件があります。事業の詳細はお近くの農業振興事務所又は農政部経営技術課までお問い合わせください。

河内農業振興事務所 経営普及部 TEL：028-626-3072
 上都賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0289-62-6125
 芳賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0285-82-3074
 下都賀農業振興事務所 経営普及部 TEL：0282-24-1101

塩谷南那須農業振興事務所 経営普及部 TEL：0287-43-2318
 那須農業振興事務所 経営普及部 TEL：0287-22-2826
 安足農業振興事務所 経営普及部 TEL：0283-23-1431
 農政部経営技術課 担い手育成担当 TEL：028-623-2317

事業実施主体別フロー図

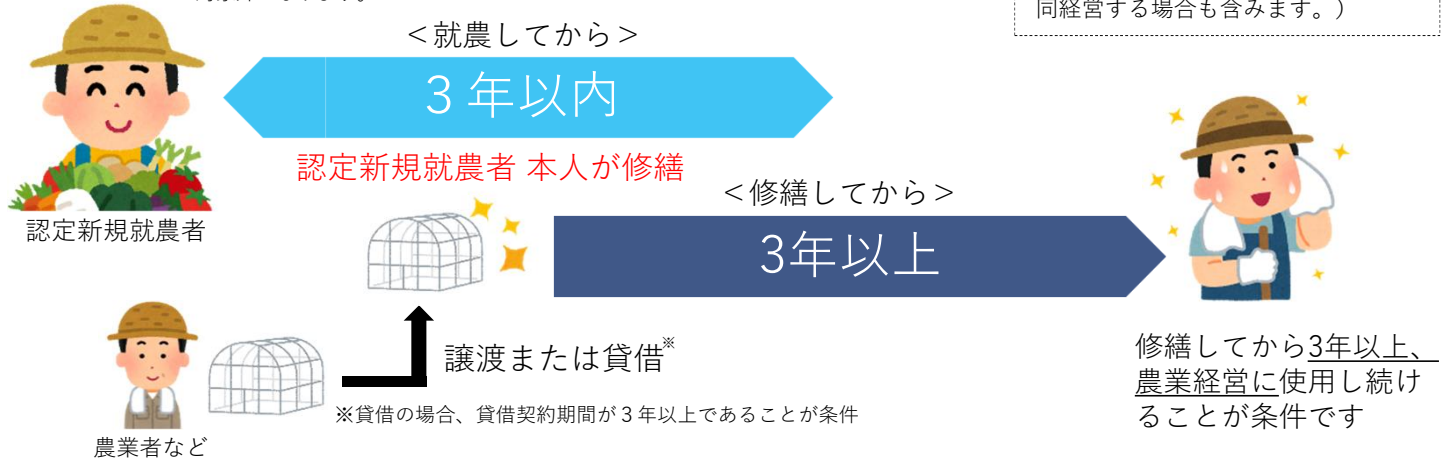
① 経営資源を取得した認定新規就農者「本人」の場合

他の人から譲り受けた経営資源を修繕して、経費を抑えたい！

※ 本事業を活用する場合、青年等就農資金は補助残融資の対象外となります。

認定新規就農者の要件

農業経営開始後3年以内であり、新規参入者又は新たな部門の経営開始者であること（新規参入者の場合は複数の者が農業法人を設立し、共同経営する場合も含まれます。）



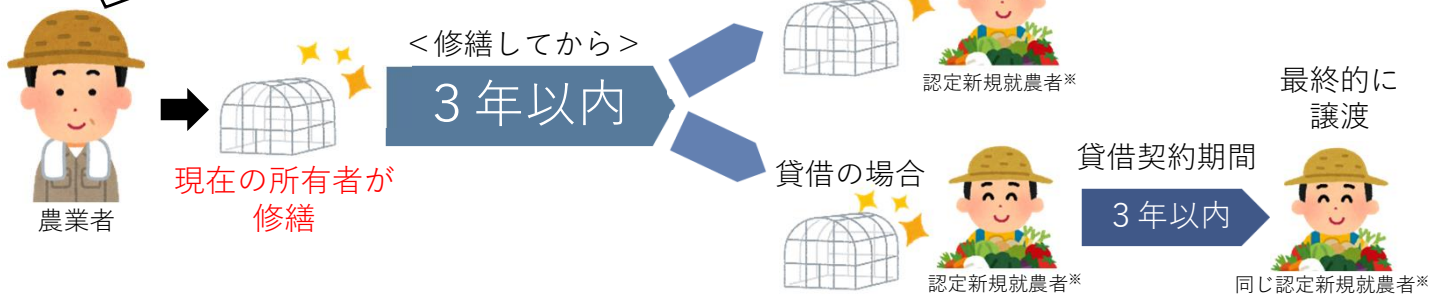
② 認定新規就農者に「経営資源を譲渡する予定の農業者」の場合

持っている経営資源を修繕してから若手に譲りたい！

とちぎ農業マスターの下で研修を受けた認定新規就農者

譲渡の場合

※ 貸借の場合も同様

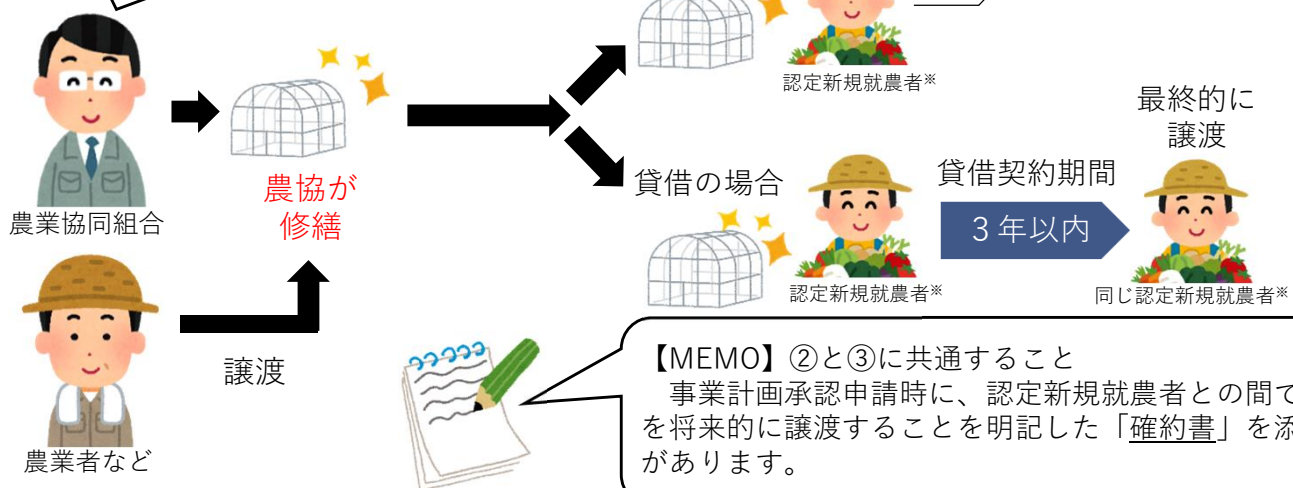


③ 認定新規就農者に「経営資源を譲渡する前提で取得した農業協同組合」の場合

農家さんの経営資源を修繕してから若手に譲りたい！

とちぎ農業マスターの下で研修を受けた認定新規就農者

※ 貸借の場合も同様



上記事業内容とは別に、事業実施主体は、事業実施年度から5年間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を翌年度の4月末日までに定められた様式により農業振興事務所に報告する必要があります。

また、虚偽の報告等本事業に関する不正が認められた場合は、事業実施主体に補助金の一部又は全部を返還させる場合があります。